移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和2年度)

住 所 神奈川県鎌倉市常盤18番地

事業者名 湘南モノレール株式会社 代表者名 取締役社長 尾渡 英生

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる鉄道 駅 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-------------------|--|-----------|
| 駅トイレのバリ アフリー改修 | ・構造上駅構内に障害者対応型トイレを設置することが困難である湘南町屋駅について、障害者対応型トイレが設置されている駅への案内体制とする。(2020年度) | 計画通り実施した。 |

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----|------------------------------|----------|
| | | |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------------|--|---|
| 乗降補助サービ スの提供 | ・段差が解消されていない駅員無配置駅(湘南深沢駅、目白山下駅)で車いす・ベビーカーを利用するときは、券売機横のインターホンまたは電話にて大船駅で連絡を受け、係員を派遣する介助とする。 (2020年度) | ・計画通り実施した。 |
| 声かけサポート 運動の推進 | で、利用しやすい環境整備を図る。(2020年度) | ・2021年3月8日〜14日にて実施。係員の積極的な声かけの他、駅放送、車内放送にて利用者への啓発も実施した。 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------------------------|--|-----------------------------------|
| 駅構内での自動 音声案内の実施 | ・大船駅・湘南町屋駅において自動音声によりトイレの場所を案内する設備を設ける。(2020年度) | ・新型コロナウイルス の影響で未実施。実施 時期未定。 |
| 乗降補助サービ スの提供 | ・事前連絡するための連絡先及びインターホンについて ウェブサイトで取組みの周知。 (2020年度) | ・計画通り実施した。 |
| 優先席が利用し やすくなる環境 づくり | ・車内の優先席付近へヘルプマークステッカーを掲出する。 (2020年度) | ・計画通り掲出した。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----------------------------|---|---|
| 障害者の接遇に 関する民間資格 の取得促進 | ・旅客に接する社員に対して、2025年度までに民間資格であるサービス介助士資格を取得させる。(2020年度3名受講) | ・計画通り3名が資格を取得した。 |
| 視覚障害者への支援 | ・旅客に接する社員に対して、視覚障害者への基本的接遇 方法の教育を実践形式にて実施。 (2020年度) | ・「心のバリアフリー マニュアル」を使用 し、駅構内にて実践形 式の教育を実施した。 |
| 乗降補助サービ スの提供 | ・乗降補助サービスで乗降補助の連絡を受けた際に係員が 対応できるようにするための研修を実施する。(2020年 度) | ・車いすを使用した実践形式の研修を実施した。 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----|------------------------------|----------|
| | | |

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況
 - ・障害者の理解促進の取り組みとして、管理者において『心のバリアフリー推進員養成研修』を受 讃
 - ・集合教育実施後に、理解度を確認するためのペーパーテストを実施。全体的に教育内容を確りと 理解できていたことが伺えた。
- (3) 報告書の公表方法

ホームページでの公表

https://www.shonan-monorail.co.jp/company/accessibility.html

| (4) | <u>-</u> の他 | |
|-----|-------------|--|
| | | |
| | | |

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

| 外光町 | • | 四友 《白 | Þ | FC-F | 左初送広 | □ ₩ #. III | ± 1 ED | 사 # ☆ 澪 | 50. サック | | 50. 辛 北級 | T L & | エフカレ | こ の # の | KE 성 명 O | 担党陪审 | 安山凯供 | 座宝 老 寸 | 陪宝老人 | 陸宝老品 | ホハナは | ac 龙叶 L |
|-------------------------|----|-------|----|--------|--------------------|------------|--------|------------------|---------|----|------------------|------------------------|------------------------|--|----------|-----------|------|--------|------|-------|---|---------|
| 鉄 道 駅 | の称 | | 名 | 所名 | 生都道府 市町村 | 一日当たりの利用者数 | | 公移滑省の 共動化令 有交等基適 | 段差への応 | | 段消いラホをさる。一数解てプトの | エレ ベ ー ターの設置 基 数 | エスカレー ターの 基 数 | その他ののというでは、 できません できまる という できまま という でんしょう でんしょう いいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かい | 数 | 視者ブの有覚誘ロ設 | 有 無 | の設置の | 口の設置 | 目機の設置 | 車 用者な が可 ラース が可 ラース 大 一数 | 設備の設 |
| | | | | 県・7 | · – | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大船 | 駅 | 江の島 | 線 | 神奈川 鎌県 | 倉市 | 21818 人 | | | 0 | 2 | 2 | 基 | 基 | 基 | 箇所 | 0 | | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 2 | 0 |
| 富士見町 | 駅 | 江の島 | 線 | 神奈川鎌県 | 倉市 | 3794 人 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 (2) 基 | 基 | 基 | 箇所 | 0 | 0 | - | - | 0 0 | 2 | 0 |
| 湘南町屋 | 駅 | 江の島 | 線 | 神奈川 鎌 | 倉市 | 6093 人 | 0 | | 0 | 1 | 1 | 1 基 | 基 | 基 | 箇所 | 0 | 0 | × | 0 0 | 0 0 | 1 | 0 |
| 湘南深沢 | 駅 | 江の島 | 線 | 神奈川鎌 | 倉市 | 4615 人 | 0 | | | 1 | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | 0 | | - | = | 0 0 | | 0 |
| <u>西鎌倉</u> | 駅 | 江の島 | 幺白 | 神奈川 鎌 | 倉市 | 4174 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 (1) 基 | 基 | 基 | 箇所 | 0 | 0 | - | 0 0 | 0 0 | 1 | 0 |
| 片瀬山 | 駅 | 江の島 | | 神奈川 鎌 | 倉市 | 2751 人 | 0 | | 0 | 1 | 1 | 基 | 基 | 基 | 1 (1) 箇所 | 0 | | - | - | 0 0 | 1 | 0 |
| 且白山下 | 駅 | 江の島 | | 県 | 沢市 | 303 人 | 0 | | | 1 | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | 0 | | - | - | 0 0 | | 0 |
| <u>湘南江の</u> <u>島</u> | 駅 | 江の島 | 線 | 神奈川 藤県 | 沢市 | 2852 人 | | | | 2 | | 1 基 | 10 基 | 基 | 箇所 | 0 | 0 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 2 | 0 |
| | 駅 | | 線 | | | 人 | | | | | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | | | | | | | |
| | 駅 | | 線 | | | 人 | | | | | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | | | | | | | |
| | 駅 | | 線 | | | 人 | | | | | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | | | | | | | |
| | 駅 | | 線 | | | 人 | | | | | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | | | | | | | |
| | 駅 | | 線 | | | 人 | | | | | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | | | | | | | |
| | 駅 | | 線 | | | 人 | | | | | | 基 | 基 | 基 | 箇所 | | | | | | | |
| (合計) | 駅 | | | | | | 6 駅 | 2 駅 | 5 駅 | 11 | 7 | 4 3 駅 5 (4) 基 | 1 0 駅 10 0 基 | 0 駅 0 基 | | 8 駅 | 4 駅 | 2 駅 | 4 駅 | 8 駅 | 6 駅 | 8 駅 |

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項
 - (1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理してい る。
 - (2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は 管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。

 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対 し50%以上出資している中小企業者である。

(第2号様式)

- 注1.複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
 - 2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入 すること。
 - 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適 合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記 入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合 計数を記入すること。
 - 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段 差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共 交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれ の合計数を記入すること。
 - 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、 公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、そ れぞれの合計数を記入すること。
 - 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計) には、その合計数を記入すること。
 - 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等 円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記 入すること。
 - 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されてお り、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第 12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されてい る場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は―印を、改札口が設置さ れており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○ 印の合計数を記入すること。
 - 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置さ れており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○ 印の合計数を記入すること。
 - 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。 20.